

陳情第4号介護保険制度の改正を求める陳情について、政清会を代表して反対の立場で討論いたします。

まず、陳情項目1についてですが、案文に挙げている見直しを行わないこととする項目の中に、要介護1、2の生活援助などの保険外しと、ケアプランの有料化を挙げておりますが、既に要介護1、2の方が使う訪問介護のうち、掃除や洗濯といった生活援助サービスの事業主体を国から地方へ移す案と、ケアプランの有料化については、先送りする方法で進んでいると報道されております。

また、陳情項目2において、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準に引き上げることが示されておりますが、そもそもとして、各産業の平均勤続年数も異なる中で、全産業平均給与という言葉を示す金額が不透明であると考えます。

また、施設の形態、要求される資格の違い、仕事内容や勤務時間も異なっている介護従事者を一くくりにして考えていることや、全ての介護従事者の給与を一律に全額公費で引き上げることは、他の産業の従事者から見ると著しく不公平な扱いであると考えます。

木を見て森を見ず、ではありませんが、介護保険制度の改善を達成するための改善案としてはこれらの陳情項目は適切ではないと考えます。

よって、当陳情には反対いたします。